



# 宮 崎 県 公 報

平成19年10月15日 (月曜日) 第 1922 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域の変更 (2件) ..... (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (3件) ..... ( " ) 1

- 土砂災害警戒区域の指定..... (砂防課) 2
- 公 告
- 肥料の登録の有効期間の更新..... (宮農支援課) 2
- 特殊肥料の検査結果の概要の公表..... ( " ) 3
- 雑 報
- 環境影響評価方法書の公告及び縦覧について..... 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 806号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年10月15日から平成19年10月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米良村大字板谷字野下 4 34番 3 地先から同郡同村同大字同字 434番 3 地先まで	旧	18.7 ~ 46.3	74.0
				新	18.7 ~ 50.2	74.0

### 宮崎県告示第 807号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年10月15日から平成19年10月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 68号	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山字大塚原1295番	旧	9.2 ~ 15.0	320.0
				新	11.6 ~	320.0

		13地先から同郡同町同大字字馬渡 138番 2 地先まで		24.2	
--	--	------------------------------	--	------	--

### 宮崎県告示第 808号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年10月15日から平成19年10月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米良村大字板谷字野下 4 34番 3 地先から同郡同村同大字同字 434番 3 地先まで	平成19年10月15日

### 宮崎県告示第 809号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年10月15日から平成19年10月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 68号	西諸県郡野 尻町大字三 ヶ野山字大 塚原1295番 13地先から 同郡同町同 大字字馬渡 138番 2 地 先まで	平成19年10月15日

**宮崎県告示第 810号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年10月15日から平成19年10月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 26号	延岡市北川 町川内名字 山瀬7368番 1 地先から	平成19年10月15日

			同市同町川 内名字小木 口山7615番 1 地先まで
--	--	--	-------------------------------------

**宮崎県告示第 811号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年10月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
新 富 町	平 山	I - 1 - 1073	急傾斜地の崩壊
	南原 - 1	II - 1 - 6138	急傾斜地の崩壊
	鬼 付 女	I - 1 - 1074	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

**公 告**

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成19年10月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生 産 業 者		登 録 の 有 効 期 間
					名 称	所 在 地	
宮崎県 第 970号	化成肥料	有機入り 7 53号	TN 7.0 TP 5.0 内CP 2.0 TK 3.0 内CK 2.3 内WK 1.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	南国興産株式会 社	都城市高城町有水1941番地	自 平成16年 9 月 1 日 至 平成22年 8 月 31 日
宮崎県 第 950号	配合肥料	くみあいジ ン入 有機 266号	TN 12.0 内AN10.0 SP 6.0 内WP 5.0 WK 6.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	宮崎県経済農業 協同組合連合会	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1	自 平成13年 9 月 1 日 至 平成22年 8 月 31 日
宮崎県 第 951号	配合肥料	くみあいジ ン入 有機 845号	TN 8.0 内AN 4.0 TP 4.0 内SP 1.5 内WP 1.0 WK 5.0	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他の制限事 項は公定規格の とおり	宮崎県経済農業 協同組合連合会	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1	自 平成13年 9 月 1 日 至 平成22年 8 月 31 日
宮崎県 第 971号	配合肥料	油粕配合L T肥料	TN 3.5 TP 11.0 内CP 8.5	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	有限会社ラテッ ク	都城市山田町山田9380番地	自 平成16年 9 月 10 日 至 平成22年 9 月 9 日

				その他の制限事項は公定規格のとおり			
宮崎県第 941号	化成肥料	有機入り 684号	TN 6.0 TP 8.0 内CP 5.5 TK 4.0 内CK 3.5 CMg 1.2	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自平成10年11月11日 至平成22年11月10日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、AN：アンモニア性窒素、NN：硝酸性窒素、TP：りん酸全量、CP：く溶性りん酸、SP：可溶性りん酸、WP：水溶性りん酸、TK：加里全量、CK：く溶性加里、WK：水溶性加里、AL：アルカリ分、SSi：可溶性けい酸、SMg：可溶性苦土、CMg：く溶性苦土、WMg：水溶性苦土、CMn：く溶性マンガン、WMn：水溶性マンガン、CB：く溶性ほう素、WB：水溶性ほう素

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第30条第 7 項の規定により、  
特殊肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成19年10月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

平成19年 7 月に検査を行ったもの

特殊肥料の 指 定 名	生産業者、輸入業者若しくは 販売業者又は表示者	届 出 名 (商 品 名)	検 査 の 結 果							備 考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCaO (%)	TCu (mg /kg)	TZn (mg /kg)	C/N		水分 (%)
人ぶん尿	綾町長	液状堆肥（し 尿処理物）	-	-	-	-	-	-	-	-	特殊肥料で はなく普通 肥料の登録 が必要であ る。関係機 関の指導を 仰ぐこと。
	西米良村長	自給肥料	-	-	-	-	-	-	-	-	〃

(注) 「検査の結果」欄の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、AN：アンモニア性窒素、NN：硝酸性窒素、TP：りん酸全量、CP：く溶性りん酸、SP：可溶性りん酸、WP：水溶性りん酸、TK：加里全量、CK：く溶性加里、WK：水溶性加里、AL：アルカリ分、SSi：可溶性けい酸、WSi：水溶性けい酸、SMg：可溶性苦土、CMg：く溶性苦土、WMg：水溶性苦土、SMn：可溶性マンガン、CMn：く溶性マンガン、WMn：水溶性マンガン、CB：く溶性ほう素、WB：水溶性ほう素、TCu：銅全量、TZn：亜鉛全量、TCaO：石灰全量、C/N：炭素窒素比、水分：水分含有量

## 雑 報

宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号）第 5 条の規定により環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同条例第 7 条の規定により次のとおり公告し、要約書（方法書を要約した書類）とともに縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見を書面により提出することができる。

平成19年10月15日

都城市長 長峯 誠

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 都城市  
代表者 市長 長峯 誠  
所在地 都城市姫城町 6 街区21号
- 対象事業の名称、種類及び規模

- 事業の名称  
都城市クリーンセンター建設事業
- 事業の種類  
廃棄物焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設で焼却により処理する施設）の設置
- 事業の規模  
処理能力 230 t / 日
- 対象事業実施区域  
都城市山田町山田深谷
- 関係地域の範囲  
都城市山田町
- 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間  
(1) 場所  
都城市役所情報公開コーナー、都城市環境森林部環境施設課、

都城市山之口総合支所、都城市高城総合支所、都城市山田総合支所、都城市高崎総合支所、都城市沖水地区市民センター、都城市志和地地区市民センター、都城市庄内地区市民センター、都城市西岳地区市民センター、都城市中郷地区市民センター、都城市夏尾市民センター、宮崎県環境森林部環境管理課、宮崎県都城保健所

(2) 期間及び時間

平成19年10月15日から平成19年11月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、各縦覧場所における執務時間内）

6 意見書の提出

(1) 提出期限

平成19年11月29日

(2) 提出先

〒 885-8555 都城市姫城町 6 街区21号  
都城市環境森林部環境施設課

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

8 その他

本件に係る問い合わせ先 都城市環境森林部環境施設課  
TEL. 0986-23-3319